

報告第11号

令和元年度京丹後市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書きの規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

京丹後市長 中山 泰

令和元年度 京丹後市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						補助金	損益勘定 留保資金			
1 弥栄病院事 業費用	1 医業費用	院内保育所新 型コロナウイ ルス感染症対 策用品購入事 業	117,000	105,930	11,000	4,000	7,000	70	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内での物品の入手が困難なため。
2 久美浜病院 事業費用	1 医業費用	院内保育所新 型コロナウイ ルス感染症対 策用品購入事 業	297,000	0	297,000	293,000	4,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内での物品の入手が困難なため。
合 計			414,000	105,930	308,000	297,000	11,000	70	0	